

川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第16条の2第1項第7号及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の19第1項に規定に基づき、川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）に川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために、必要な事項を審議し、必要に応じて病院の管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 紹介患者に対する医療の提供に関すること。
- (2) 共同利用の実施に関すること。
- (3) 救急医療の提供に関すること。
- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関すること。
- (5) その他地域医療支援に関すること。

2 病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限その意見を尊重するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院長が委嘱する。

- (1) 医師会等医療関係団体の代表者等
- (2) 地域住民の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、病院長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、職に任期がある場合は、それぞれの職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の開催は、原則として四半期に1回とし、必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立川崎病院患者総合サポートセンターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。